# 第1章 計画策定の趣旨

# 第1章 計画策定の趣旨

# 1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000(平成12)年当時、約900万人\*<sup>1</sup>だった75歳以上の高齢者は、最新のデータでは約1560万人\*<sup>2</sup>となっており、介護保険制度開始後13年で実に1.7倍もの増加となっています。また、「団塊の世代(1947(昭和22)年~1949(昭和24)年生まれ)」が75歳以上となる2025(平成37)年には2000万人を突破し、「後期高齢者2000万人社会」の到来が予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025 (平成37)年の65歳以上高齢化率は30%を超え、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるとされており、特に、都市部における高齢化の急激な進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予測され、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」、これは多くの人々に共通する願いであり、これらを実現するために必要な介護サービス基盤等の整備は勿論のこと、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していかなければなりません。

そのため、本計画では2025(平成37)年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

- \*1 出展「国勢調査」(各年10月1日現在)
- \*2 出展「人口推計」(総務省統計局)

### 2 計画の性格・法的位置づけ

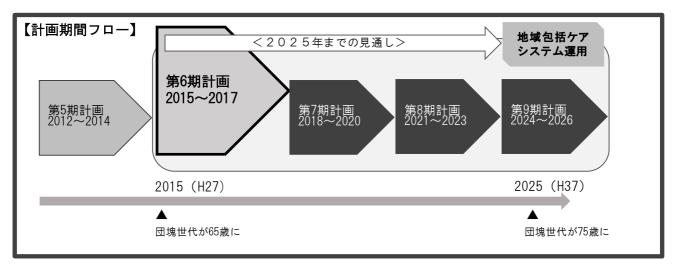
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に関し必要な事項に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。

また、この二つの計画を一体のものとして策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的・一体的な取組みを進めます。

# 3 計画期間及び見直し時期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第6期事業計画」という。)は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(平成37)年の高齢者介護に対する姿及び「地域包括ケアシステム」\*3の構築を念頭に、2023(平成35)年における目標を立て、そこに至る2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年間を計画期間とします。



\*3 介護保険制度改正に伴い、「地域包括ケアシステム」の構築が市町村計画に義務付け。

#### 4 計画策定体制

#### 1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第6期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護保険の事業所や介護支援専門員、被保険者(公募の市民)等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」(以下「専門部会」という。)において、必要な審議を行います。

# 2 利用者及び市民等の意見反映

第6期事業計画の策定にあたり、要介護認定者及び一般高齢者を対象にアンケート調査を行うとともに、市内の介護保険施設等を有する事業者、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、恵庭市包括ケア会議等における意見等のほか、広く市民の意見を反映させるために、第6期事業計画(案)を公開し、パブリックコメントの募集や住民説明会の開催等、第6期事業計画に反映するよう努めました。

# 5 計画策定後の点検体制(計画の進行管理等)

第6期事業計画は、各年度においてその進捗状況等を専門部会に報告し、高齢者保健福祉の推進と 介護保険制度の円滑な運営、計画の推進状況等について審議します。

# 6 その他計画との関係性

# 1 恵庭市総合計画

2006(平成18)年3月に策定した「第4期恵庭市総合計画」(以下「総合計画」という。) は、近年の社会・経済・環境の転換、急速に進む少子・高齢化社会の到来を背景に、2015(平成27)年を目標年次とした、様々な分野の施策を体系化したものです。

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合計画における高齢者を対象とした部門 別計画として位置づけられます。(次期総合計画(2016(平成28)年度開始)については策 定され次第、第6期事業計画の修正に着手する予定。)

# 2 恵庭市地域福祉計画

「恵庭市地域福祉計画」は、地域福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と住民参加による、 地域づくりを進めるための個別施策などを内容としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画の各施策を地域で推進するための重要な役割を果たすことから、連携を図り推進しま す。

#### 3 恵庭市障がい者福祉計画

「恵庭市障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画」は、高齢者を含む障がいのある人の生活全般 に関わる施策を体系化し、具体的方向を示したものです。類似したサービス・施策があることから、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

## 4 恵庭市のその他計画

恵庭市総合計画の部門別の計画として、「恵庭市都市マスタープラン」、「恵庭市住宅政策基本計画」、「恵庭市バリアフリー基本構想」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市生涯学習基本計画」の様々な計画等があり、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

#### 5 北海道の計画

北海道が策定した「北海道保健医療福祉計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道高齢者保健福祉計画」及び「北海道介護保険事業支援計画」は、近隣市町村が広域的な連携を図り、協力して施策の推進にあたることを目的としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、これらと調和のとれた計画となります。